武蔵野市バリアフリー基本構想2022　概要版

武蔵野市　令和４年３月

１　はじめに

本市では、平成23年4月に『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）』に基づく基本構想（以下「旧基本構想」という。）を策定し、市内3駅を中心とした駅周辺のバリアフリー化を推進してきました。この間、『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』の制定、国連の障害者権利条約の批准、ユニバーサルデザイン2020行動計画の決定、２回のバリアフリー法改正などが行われました。

これらの状況の変化に加え、本市でも旧基本構想の目標年次に達し、事業の評価や方針の見直しが必要になったことから、改正されたバリアフリー法に基づきバリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を改定することとしました。

改定にあたっては、重点的な整備が必要な地区として、３駅周辺及び市役所周辺を引き続き重点整備地区に定めるとともに、バリアフリー水準の底上げを目指す観点から、市全域を移動等円滑化促進地区（以下「促進地区」という。）に定めてバリアフリー化の推進を図ります。

また、バリアフリー法に新たに位置づけられた教育啓発特定事業の枠組みや、合理的配慮の考え方等を踏まえ、心のバリアフリーや情報伝達、人的対応・接遇、維持管理等の取組みを拡充します。

本基本構想の位置付けを表す図

本基本構想は、バリアフリー法、国の定める移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、本市の長期計画に即して定めます。

２　基本的な考え方

四つの原則

旧基本構想の原則を概ね踏襲するとともに、全ての人が「障害の社会モデル」を理解し、相互理解を深める考え方などを追記します。

一つ目

全ての人にやさしいまちづくり（ユニバーサルデザイン）の原則

障害の社会モデルの理解と行動の実践

対象を特定の人としない

二つ目

拡大の原則

特定事業に加え、促進地区での取組みや方向性を明示

三つ目

市民参加の原則

計画、実施、評価への参加機会の確保

市民、事業者、市の対話による相互理解

四つ目

実現保障の原則

事業計画の作成及び進捗確認

高齢者、障害者等の意見の反映によるスパイラルアップ

基本的な方針

一つ目

促進地区のバリアフリー化の促進

市立小・中学校やコミュニティセンター等、市全域に立地する施設のバリアフリー水準の底上げを図るとともに、主要な経路や学校周辺道路のバリアフリー化を促進します。

二つ目

重点整備地区のバリアフリー化の推進

３駅周辺及び市役所周辺の生活関連施設・生活関連経路を追加・拡充し、バリアフリー化の内容を定めた特定事業等を位置づけます。

三つ目

心のバリアフリー等の推進

教育啓発特定事業などにより具体的な取組み内容を定めて進めていくほか、マナーの向上や、情報伝達の取組み、役務の提供（人的対応・接遇、維持管理）を進めます。

個別方針（移動等円滑化及び促進に関する事項）

公共交通事業

ホームドアの整備推進や、ノンステップバス、ユニバーサルデザイン（UD）タクシーの導入促進、研修による利用者支援の方法習得、既存設備の適切な維持管理・運用など

ホームドアの整備を示す写真

道路事業

段差の解消や勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置、適切な維持管理など

歩道のバリアフリー化を示す写真

都市公園事業

ベンチの設置、トイレなどの適切な維持管理、利用者等への啓発など

出入口付近へのベンチの設置を示す写真

建築物、路外駐車場事業

視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保、車いす使用者用トイレへの利用集中の解消、乳幼児用設備の設置、利用者へのマナー啓発、施設案内の充実、心のバリアフリーや新型コロナウイルス感染症拡大の影響に配慮した人的対応・接遇など

思いやりエレベーターの表示をした扉を示す写真

交通安全事業

バリアフリー対応信号機、エスコートゾーンの整備、信号の青時間の確保など

バリアフリー対応信号機とエスコートゾーンを示す写真教育啓発事業

利用者へのマナー啓発、心のバリアフリー研修・認知症サポーター養成講座の実施、学校での通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習など

その他の事業

バリアフリーマップの改定検討、WEBでのバリアフリー情報発信、駅前広場の改善など

その他の事項（移動等円滑化の促進に関するその他の取組み）

福祉交通移送サービス「レモンキャブ」とリフトタクシー「つながり」の継続実施など

公共サイン、公共施設サイン公共サインガイドラインの改定、分かりやすいサインの普及及び啓発など

既存公共施設のバリアフリー化施設改修を対象とした公共施設の整備方針策定、当事者意見を反映できる仕組みの検討など

促進地区におけるバリアフリー化の推進コミュニティセンター等でのハード・ソフト両面からのバリアフリー化、

ネットワーク経路等のバリアフリー化など

その他の施策荷さばき対策、放置自転車・不法占用対策、自転車交通マナー向上など

移動等円滑化促進地区図（武蔵野市全域を示した図面）

生活関連施設とは、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設のことです。

生活関連施設の設定方法

旧基本構想において設定した生活関連施設を基本に、アンケート調査等で高齢者、障害者等の利用が多く見込まれる施設を追加設定します。

生活関連経路とは、生活関連施設相互間の経路のことです。

生活関連経路の設定

生活関連施設同士を結ぶ経路を基本に、高齢者、障害者等の利用実態を考慮しバス停留所からのアクセスも踏まえ設定します。

ネットワーク経路とは、生活関連施設同士を結ぶ経路上にある幹線道路を市独自の枠組みとして設定するものです。

３　地域別構想

吉祥寺駅周辺地区

重点整備地区面積　約87.5ヘクタール

地区の概要

吉祥寺駅周辺地区については、中心に商業集積があり、その外側に都立井の頭恩賜公園、コミュニティセンター、吉祥寺南病院等の施設があります。中心の商業地域では、駅から主な施設に向かう経路だけではなく、その施設間を結ぶ経路も重要であり、面的なバリアフリー整備を推進することが必要です。

商業・業務地の回遊性、界隈性を伸ばしつつ、駅周辺の交通結節機能を高め、安全に楽しく歩くことのできるバリアフリー化された歩行空間を創出します。

吉祥寺駅周辺地区における、特定事業及びその他の事業の例は次のとおりです。

実施期間は、前期が令和4～8年度、後期が令和9～13年度、展望期が令和14年度～です。公共交通特定事業鉄道

前期、後期

ホームドアの設置等、危険防止に向けた検討をします。

継続的に実施

井の頭線車両内の車いす、ベビーカースペースを順次増設していきます。道路特定事業都道前期、後期、展望期

都市計画道路の整備等にあわせて基準に適合した歩道整備を推進します。市道前期

階段、スロープのバリアフリー化を実施します。

路外駐車場特定事業

民間駐車場

前期

出入口付近に障害者用駐車施設を設置していることをホームページに記載し、周知促進に努めます。

都市公園特定事業都立公園前期、後期、展望期

園内全体の出入口のバリアフリー化を検討します。市立公園継続的に実施

ベンチ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。建築物特定事業公共建築物

前期多機能トイレのドアを自動ドアにします。民間建築物前期

道路と建物の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。前期主要な通路に段が生じる場合は、両側手すりのスロープを設置します。公衆トイレ前期

利用者が施設を安全に利用するため、施設周辺の環境改善について検討します。吉祥寺駅周辺重点整備地区を示す図

三鷹駅周辺地区

重点整備地区面積　約73.1ヘクタール

地区の概要

三鷹駅周辺地区には、中央市政センターやコミュニティセンター等の公共施設・集会施設、武蔵野芸能劇場や市民文化会館等の文化施設が広範囲にわたり点在しています。また、北側に続く市役所周辺地区へバスで向かう際の交通結節点となっています。駅から各施設への移動だけでなく、バス停留所から各施設までの移動や、市役所周辺地区への移動が想定され、バリアフリー化された歩行者ネットワークの形成が必要です。

駅が市境に立地し、三鷹市の重点整備地区や市役所周辺地区と隣接していることから、多方面への移動の拠点として、利用者が安心して移動できる基盤整備を進めるとともに、適切で分かりやすい情報提供を行います。

三鷹駅周辺地区における、特定事業及びその他の事業の例は次のとおりです。

実施期間は、前期が令和4～8年度、後期が令和9～13年度、展望期が令和14年度～です。公共交通特定事業鉄道

前期、後期ホームドアの設置等、危険防止に向けた検討をします。

道路特定事業都道

前期道路改修の際に歩道勾配を改善します。市道

後期道路の拡幅に合わせて全面的なバリアフリー化を実施します。

都市公園特定事業市立公園

継続的に実施イベント時においても園路の幅員を確保するようイベント主催者等に周知します。継続的に実施ベンチ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。建築物特定事業公共建築物

前期階段両側に手すりの設置を検討します。継続的に実施施設等のバリアフリー情報を適切に発信します（ホームページや案内図への掲載等）。継続的に実施気軽に声をかけられるように、名札や制服などでスタッフであることがわかるよう配慮します。民間建築物継続的に実施

お客様への適切な対応ができるよう指導、教育を推進します。公衆トイレ前期

わかりやすい案内表示を検討します。三鷹駅周辺重点整備地区を示す図

市役所周辺地区

重点整備地区面積　約95.3ヘクタール

地区の概要

市役所周辺地区には、市役所をはじめとする公共施設、福祉施設、文化・スポーツ・健康施設、公園等が集積しています。また、駅から遠くバス停留所から各施設までの移動等が想定されるため、市役所やバス停留所を中心とした施設間のバリアフリー化が必要です。

追加設定した生活関連施設への経路や地区内のネットワーク拡充の観点から生活関連経路を追加設定します。

市役所周辺地区における、特定事業及びその他の事業の例は次のとおりです。

実施期間は、前期が令和4～8年度、後期が令和9～13年度、展望期が令和14年度～です。道路特定事業都道

継続的に実施舗装や視覚障害者誘導用ブロック等の既存設備の適切な維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。市道前期

全面的なバリアフリー化を実施します。

路外駐車場特定事業民間駐車場

前期出入口付近に障害者用駐車施設を設置していることをホームページに記載し、周知促進に努めます。

都市公園特定事業都立公園継続的に実施

イベント時においても園路の幅員を確保するようイベント主催者等に周知します。市立公園前期

ベンチを設置します。

前期車いす対応の水飲み場を設置します。建築物特定事業公共建築物

前期誰でもトイレ内に大型ベッドの設置を検討します。後期トイレ内にベビーチェア、オストメイト対応設備の設置を検討します。前期各階の案内板にバリアフリー設備の配置情報を記載します。（ピクトグラムの追加）民間建築物継続的に実施

高齢者、障害者、妊産婦等の利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。

市役所周辺重点整備地区を示す図

武蔵境駅周辺地区

重点整備地区面積　約100.9ヘクタール

地区の概要

武蔵境駅周辺地区には、北側にスイングビル、市民会館、武蔵境市政センター等があり、南側に大型商業施設、武蔵野赤十字病院、武蔵野プレイス等があります。JR中央線及び西武多摩川線の連続立体交差事業により、南北一体の都市基盤整備が進みました。また、北口駅前広場の整備や南口駅前広場の再整備により駅周辺の連続的なバリアフリー化が進んでいます。

駅周辺の充実した都市基盤を活かし、大規模店舗と路線商店街、鉄道高架下の店舗等により、にぎわいが連続する商業・業務地を形成し、歩行者中心のまちづくりを引き続き進めます。

武蔵境駅周辺地区における、特定事業及びその他の事業の例は次のとおりです。

実施期間は、前期が令和4～8年度、後期が令和9～13年度、展望期が令和14年度～です。

公共交通特定事業鉄道

前期、後期、展望期ホームドアの設置等、危険防止に向けた検討をします。

継続的に実施エレベーター、トイレ、ベンチ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。道路特定事業都道

後期わかりやすい案内サインの整備を検討します。市道前期、後期

段差解消などバリアフリー化を実施します。視覚障害者誘導用ブロックの設置を推進します。都市公園特定事業市立公園

継続的に実施移動を妨げる放置自転車等への対策を行います。

継続的に実施ベンチ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。

建築物特定事業公共建築物

前期障害者用駐車施設を整備します。前期視覚障害者誘導用ブロックを適切に整備します。前期エレベーターを必要とする方を優先する旨の表示を検討します。民間建築物前期

駐車場から構内へのバリアフリーを検討します。

前期、後期よりわかりやすい案内表示の設置を検討します。公衆トイレ前期

建物更新の際には、すべての利用者が安全、快適に利用できるように配慮したバリアフリー整備を行います。武蔵境駅周辺重点整備地区を示す図

地区共通の特定事業、教育啓発特定事業等

複数の重点整備地区で共通に定めている特定事業や、市全体を対象として定めている教育啓発特定事業、情報伝達事業、その他の事業について、主な内容を示します。

実施期間は、前期が令和4～8年度、後期が令和9～13年度、展望期が令和14年度～です。

公共交通特定事業バス

継続的に実施停留所との隙間を空けずに停車することが困難なバス停について、改良に向けて道路管理者と連携し検討します。継続的に実施必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。タクシー前期

車いす使用者等も利用できるユニバーサルデザインタクシーの導入を促進します。

前期

市と連携し、タクシー乗り場及びその周辺のバリアフリー化に協力します。

交通安全特定事業信号機等

継続的に実施音響式信号機、青時間確保やゆとりシグナル（経過時間表示機能を付加した信号機）の導入など、高齢者、障害者等の横断に配慮した横断歩道を整備します。教育啓発特定事業コミュニティセンター

継続的に実施窓口研修等を継続的に実施し、高齢者、認知症、障害のある方の理解促進に努めます。市立小学校、中学校

継続的に実施学校において通常学級と、特別支援学級の児童・生徒との交流及び共同学習を推進します。学童クラブ継続的に実施

学童クラブ障害児等育成相談員を設置し、支援員の障害者等の理解促進に努めます。テンミリオンハウス前期、後期

多機能トイレやエレベーター、障害者用駐車施設等の適正利用を呼びかける案内を掲示し、利用者のマナー啓発に努めます。市役所前期心のバリアフリーハンドブックの改訂を行います。

継続的に実施心のバリアフリー啓発講座を実施します。継続的に実施認知症サポーター養成講座を実施します。情報伝達事業市役所

前期バリアフリーマップの改定を検討するとともに、バリアフリー情報の適切な情報発信を進めていきます。継続的に実施公共サインガイドラインを改定し、すべての人にわかりやすくかつ景観に配慮した公共サインの普及に努めます。その他の事業市役所後期

既存公共施設の改修を対象に、公共施設の整備方針を福祉部署と連携しながら策定します。市立小学校、中学校

継続的に実施子どもの状態に応じた可能な範囲での改修や柔軟な対応を行います。４　実現にあたって

重点整備地区における取組みの推進

一つ目

特定事業計画の作成

重点整備地区における施設設置管理者、公安委員会及び市は、本基本構想に即して令和４年度中に特定事業計画を作成します。高齢者、障害者等をはじめ利用者から寄せられた様々な意見･要望を十分尊重して作成します。

二つ目

特定事業の実施

各施設設置管理者は、基本構想の達成に資するように、バリアフリー化の事業の実施に努めます。また、特定事業の実施に際しては、市民参加の機会の確保に努めます。

促進地区における取組みの推進

取組みの実施状況や課題などについてバリアフリーネットワーク会議を通じて情報共有を図り、自発的な取組みの推進に向けて働きかけを行います。簡易的な設備の導入や人的対応の工夫など、負担の少ないソフト施策を推進することにより、市全体としてのバリアフリー水準の向上につなげていきます。

目標年次

令和13年度を目標年次とします。前期、後期に分けたおおむね5年ごとに中間評価を行います。

進捗状況の把握及び評価

「武蔵野市バリアフリーネットワーク会議」は市内のバリアフリー化の進捗を確認するための「市民・事業者・学識経験者」の協働による会議体です。特定事業の進捗に合わせて現地確認や意見交換を行うことで、事業者の整備における留意事項への気付きを促すとともに、市民にとっても事業者の取組みへの理解を深める場とします。同時に、高齢者、障害者等の当事者間の相反するニーズに対する相互理解を図る場としての役割も担います。

また「武蔵野市バリアフリー基本構想評価委員会（仮称）」を設置し、実施状況について中間評価を行います。バリアフリーネットワーク会議における意見交換の内容等、利用者及び事業者双方の意見を十分に反映することに留意します。

国や関係自治体との連携

本市の取組みで得られた検討すべき課題や新たな知見を積極的に国や関係自治体等に発信するとともに、連携し課題の解決に取組むことで、広く市域を越えたバリアフリー化の実現を目指します。

バリアフリーネットワーク会議による現地確認を示す写真

バリアフリー基本構想改定委員会での意見交換を示す写真

５　今後の展開

重点整備地区内におけるさらなる事業の推進

吉祥寺駅周辺地区では、「吉祥寺グランドデザイン2020」に掲げている、歩いて楽しむことのできるまちづくりを進めるにあたり、交通体系の変化等に即すことや小規模施設を含めた面的なバリアフリー化の推進が必要です。

三鷹駅周辺地区では、「三鷹駅北口街づくりビジョン」をふまえ、駅周辺の歩行空間の充実や駅前広場の拡張にむけた検討が進められています。

市役所周辺地区では、公共施設の計画的な大規模改修や建て替えにあわせた総合的なバリアフリー化の推進が考えられます。

武蔵境駅周辺地区では、天文台通りの整備など地域内の道路ネットワークの形成により歩行者中心のまちづくりが進展します。

これら駅周辺のまちづくり計画や関連事業等と連携し、将来起こりうるまちの変化を見据えたバリアフリー化を進めます。

促進地区（市全域）におけるバリアフリー水準の底上げ

本基本構想の「個別方針」に示した考え方を市全域に反映させて整備を推進していきます。

ネットワーク経路の整備推進について関係機関に働きかけを行います。また、幹線道路の整備にあたっては、バリアフリー対応信号機やエスコートゾーンの設置、バリアフリー化されたバス停留所の整備があわせて進むように、関係する事業者への働きかけや調整を行っていきます。

新しい技術や課題に対する取組み

一つ目

技術革新を踏まえた取組み

スマートフォンの普及により、WEBでの情報入手が重要です。また、歩行者支援装置とこれに対応する機器の環境整備も進んでおり、これらの新技術の進展を注視し、施策に取り入れていきます。また、新技術をうまく活用できない人へのサポートの必要性も高まっており、既存のツールや人的対応を含めた多様な選択肢の重要性を認識し施策に取り組みます。

二つ目

新型コロナウイルス感染症の影響による新たな課題と対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、マスクの着用でコミュニケーションが難しくなるなど、新たな課題が生まれています。またマスクの着用が難しい、ICT機器を活用しづらいなど、様々な特性に応じた、人的対応・接遇や配慮が必要となっています。

基本構想の継続的な発展

高齢者、障害者等をはじめとする全ての人が地域の中で自立し、より充実した生活を得られるように、多様な市民の意見を取り入れて取組みを改善・充実するとともに、広く市民一人ひとりの意識に「理解と協力」の必要性を浸透させることで、全ての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

以上

武蔵野市都市整備部まちづくり推進課

郵便番号、180-8777　武蔵野市緑町2丁目2番28号

電話番号、0422-60-1872　　FAX番号、0422-51-9250